

# 新旧対照表（物件等調査業務費積算基準の一部改正）

（令和2年4月1日）

新旧対照表 改 正 案 R2.4.1

- (1) 木造建物の調査及び算定  
木造建物の調査及び算定を行う場合の区分は、表6-4によるものとし、各区分の直接人件費の積算は、表6-5により行うものとする。ただし、第8の予備調査を行っているものについては、歩掛（調査外業、調査内業(図面等)）を70パーセントに補正するものとする。

表6-4

区 分	判 断 基 準
木 造 建 物 A	専用住宅、併用住宅、店舗、医院、診療所、共同住宅(アパート)、寄宿舎、その他これらに類するもの
木 造 建 物 B	農業住宅、公衆浴場、劇場、映画館、旅館、病院、学校、その他これらに類するもの
木 造 建 物 C	工場、倉庫、車庫、体育館、畜舎、付属家、その他これらに類するもの、ただし、倉庫、車庫、付属家等で附帯工作物として取扱うことが相当なものを除く。

表6-5

区分	単位	規模	職種	内 業			計	備考
				外業 調査	内 業 図面等	内 業 算 定		
木造建物A	棟	70㎡以上 130㎡未満	主任技師	—	—	—	—	
			技師A	0.30	0.09	0.12	0.51人	
			技師B	0.30	0.83	0.42	1.55人	
			技師C	0.30	0.62	0.18	1.10人	
木造建物B	棟	70㎡以上 130㎡未満	主任技師	—	—	—	—	
			技師A	0.35	0.09	0.12	0.56人	
			技師B	0.35	1.02	0.42	1.79人	
			技師C	0.35	0.75	0.18	1.28人	
木造建物C	棟	70㎡以上 130㎡未満	主任技師	—	—	—	—	
			技師A	0.21	0.09	0.09	0.39人	
			技師B	0.21	0.57	0.32	1.10人	
			技師C	0.21	0.25	0.18	0.64人	
木造建物C	棟	70㎡以上 130㎡未満	技師D	—	—	0.12	0.12人	
			技師D	—	—	0.12	0.12人	
			技師D	—	—	0.12	0.12人	
			技師D	—	—	0.12	0.12人	

- 注1 本表規模欄に定める面積以外の場合は、表6-6の補正率表を適用するものとする。  
 注2 本表は、石綿調査算定要領（平成24年3月30日付け国土用第50号土地・建設産業局地価調査課長通知。以下「石綿要領」という。）第4条に規定する石綿調査（調査表及び図面の作成を含む。ただし、分析調査は除く。）を含んだ歩掛である。ただし、以下については本歩掛に含まれないことから、必要に応じて、別途見積等を徴収して対応するものとする。  
 ・同要領第7条に規定する分析調査費用に関する専門機関からの見積に要する費用。  
 ・同要領第8条に規定する対象石綿の除去処分費用を算定する際の専門業者からの見積に要する費用

新旧対照表 現 R2.4.1

- (1) 木造建物の調査及び算定  
木造建物の調査及び算定を行う場合の区分は、表6-4によるものとし、各区分の直接人件費の積算は、表6-5により行うものとする。ただし、第8の予備調査を行っているものについては、歩掛（調査外業、調査内業(図面等)）を70パーセントに補正するものとする。

表6-4

区 分	判 断 基 準
木 造 建 物 A	専用住宅、併用住宅、店舗、医院、診療所、共同住宅(アパート)、寄宿舎、その他これらに類するもの
木 造 建 物 B	農業住宅、公衆浴場、劇場、映画館、旅館、病院、学校、その他これらに類するもの
木 造 建 物 C	工場、倉庫、車庫、体育館、畜舎、付属家、その他これらに類するもの、ただし、倉庫、車庫、付属家等で附帯工作物として取扱うことが相当なものを除く。

表6-5

区分	単位	規模	職種	内 業			計	備考
				外業 調査	内 業 図面等	内 業 算 定		
木造建物A	棟	70㎡以上 130㎡未満	主任技師	—	—	—	—	
			技師A	0.30	0.09	0.12	0.51人	
			技師B	0.30	0.83	0.42	1.55人	
			技師C	0.30	0.62	0.18	1.10人	
木造建物B	棟	70㎡以上 130㎡未満	主任技師	—	—	—	—	
			技師A	0.35	0.09	0.12	0.56人	
			技師B	0.35	1.02	0.42	1.79人	
			技師C	0.35	0.75	0.18	1.28人	
木造建物C	棟	70㎡以上 130㎡未満	主任技師	—	—	—	—	
			技師A	0.21	0.09	0.09	0.39人	
			技師B	0.21	0.57	0.32	1.10人	
			技師C	0.21	0.25	0.18	0.64人	
木造建物C	棟	70㎡以上 130㎡未満	技師D	—	—	0.12	0.12人	
			技師D	—	—	0.12	0.12人	
			技師D	—	—	0.12	0.12人	
			技師D	—	—	0.12	0.12人	

- 注1 本表規模欄に定める面積以外の場合は、表6-6の補正率表を適用するものとする。

改 正 案

(2) 木造特殊建物の調査及び算定  
木造特殊建物の調査及び算定の直接人件費の積算は、表6-7により行うものとする。  
ただし、第8の予備調査を行っているものについては、歩掛（調査外業、調査内業（図面等））を70パーセントに補正するものとする。

表6-7

種 目	単 位	規 模	職 種	外 業			計	備 考
				調査	図面等	算 定		
木造特殊建物	棟	50㎡以上	主任技師	0.74	0.12	0.12	0.98人	
			技師A	0.74	2.43	—	3.17人	
		技師B	0.74	0.54	0.81	2.09人		
		技師C	—	0.27	0.06	0.33人		
70㎡未満	技師D	—	—	0.12	0.12人			

注1 本表規模欄に定める面積以外の場合は、表6-8の補正率表を適用するものとする。

注2 本表は、石綿要領第4条に規定する石綿調査（調査表及び図面の作成を含む。ただし、分析調査は除く。）を含んだ歩掛である。ただし、以下については本歩掛に含まれないことから、必要に応じて、別途見積等を徴収して対応するものとする。

- ・同要領第7条に規定する分析調査費用に関する専門機関からの見積に要する費用。
- ・同要領第8条に規定する対象石綿の除去処分費用を算定する際の専門業者からの見積に要する費用。

構造計算を行う場合

表6-12

区分	単 位	規 模	職 種	外 業			計	備 考
				調査	図面等	算 定		
非木造建物A	棟	200㎡以上	主任技師	0.87	0.42	0.30	1.59人	用途による区分いの場合
			技師A	0.87	9.64	—	10.51人	
		技師B	0.87	3.62	1.35	5.84人		
		技師C	—	0.27	0.39	0.66人		
400㎡未満	技師D	—	—	0.12	0.12人			
	非木造建物B	200㎡以上	主任技師	0.67	0.42	0.30	1.39人	用途による区分いの場合
技師A			0.67	8.12	—	8.79人		
技師B		0.67	2.71	1.15	4.53人			
技師C		—	0.27	0.39	0.66人			
400㎡未満	技師D	—	—	0.12	0.12人			
	非木造建物C	200㎡以上	主任技師	0.98	0.19	0.19	1.36人	用途による区分いの場合
技師A			0.98	6.40	—	7.38人		
技師B		0.98	2.97	0.81	4.76人			
技師C		—	0.27	0.39	0.66人			
400㎡未満	技師D	—	—	0.12	0.12人			
	非木造建物D	70㎡以上	主任技師	—	—	—	—	用途による区分いの場合
技師A			0.41	1.47	0.06	1.94人		
技師B		0.41	1.47	0.27	2.15人			
技師C		0.41	0.66	0.19	1.26人			
130㎡未満	技師D	—	—	0.12	0.12人			

注1 本表規模欄に定める面積以外の場合は、表6-13の補正率表を適用するものとする。

ただし、非木造建物Dにあつては、木造建物の表6-6の補正率表を適用するものとする。

注2 本表は、石綿要領第4条に規定する石綿調査（調査表及び図面の作成を含む。ただし、分析調査は除く。）を含んだ歩掛である。ただし、以下については本歩掛に含まれないことから、必要に応じて、別途見積等を徴収して対応するものとする。

- ・同要領第7条に規定する分析調査費用に関する専門機関からの見積に要する費用。
- ・同要領第8条に規定する対象石綿の除去処分費用を算定する際の専門業者からの見積に要する費用。

現 行

(2) 木造特殊建物の調査及び算定  
木造特殊建物の調査及び算定の直接人件費の積算は、表6-7により行うものとする。  
ただし、第8の予備調査を行っているものについては、歩掛（調査外業、調査内業（図面等））を70パーセントに補正するものとする。

表6-7

種 目	単 位	規 模	職 種	外 業			計	備 考
				調査	図面等	算 定		
木造特殊建物	棟	50㎡以上	主任技師	0.74	0.12	0.12	0.98人	
			技師A	0.74	2.43	—	3.17人	
		技師B	0.74	0.54	0.81	2.09人		
		技師C	—	0.27	0.06	0.33人		
70㎡未満	技師D	—	—	0.12	0.12人			

注 本表規模欄に定める面積以外の場合は、表6-8の補正率表を適用するものとする。

構造計算を行う場合

表6-12

区分	単 位	規 模	職 種	外 業			計	備 考
				調査	図面等	算 定		
非木造建物A	棟	200㎡以上	主任技師	0.87	0.42	0.30	1.59人	用途による区分いの場合
			技師A	0.87	9.64	—	10.51人	
		技師B	0.87	3.62	1.35	5.84人		
		技師C	—	0.27	0.39	0.66人		
400㎡未満	技師D	—	—	0.12	0.12人			
	非木造建物B	200㎡以上	主任技師	0.67	0.42	0.30	1.39人	用途による区分いの場合
技師A			0.67	8.12	—	8.79人		
技師B		0.67	2.71	1.15	4.53人			
技師C		—	0.27	0.39	0.66人			
400㎡未満	技師D	—	—	0.12	0.12人			
	非木造建物C	200㎡以上	主任技師	0.98	0.19	0.19	1.36人	用途による区分いの場合
技師A			0.98	6.40	—	7.38人		
技師B		0.98	2.97	0.81	4.76人			
技師C		—	0.27	0.39	0.66人			
400㎡未満	技師D	—	—	0.12	0.12人			
	非木造建物D	70㎡以上	主任技師	—	—	—	—	用途による区分いの場合
技師A			0.41	1.47	0.06	1.94人		
技師B		0.41	1.47	0.27	2.15人			
技師C		0.41	0.66	0.19	1.26人			
130㎡未満	技師D	—	—	0.12	0.12人			

注 本表規模欄に定める面積以外の場合は、表6-13の補正率表を適用するものとする。

ただし、非木造建物Dにあつては、木造建物の表6-6の補正率表を適用するものとする。

改 正 案

6 工作物の調査

(1) 機械設備

機械設備とは、原動機等により製品等の製造又は加工等を行うもの、又は製造等に直接係わらない機械を主体とした排水処理施設等であって、キュービクル受変電設備、建築設備以外の動力設備、ガス設備、給・排水設備等の配線及び機器類を含むものをいう。

イ 機械設備の区分

機械設備の調査及び算定を行う場合は、表6-16の区分によるものとする。

表6-16

区 分	判 断 基 準
機械設備 A	設置面積（建物内以外で機械設備をしてある面積を含む。）が200 m <sup>2</sup> 未満であるすべての業種 この面積に、生産設備が設置されている面積を除く。
機械設備 B	イ 製糸、製綿、合成繊維織物、毛織物、タオル製造、メリヤス製造、被服製造、染色等の繊維工業 ロ コンクリート・アスファルト（レディーミクスト工場）製品製造、建材製品製造、陶磁器製造、ガラス製品製造、瓦・煉瓦製造、碎石、研磨材製造等の窯業コンクリート工業 ハ 機械靴、靴製造、なめし革製造、毛皮製品製造等の皮革製品製造業 ニ 製材・合板製造、家具製造、建具製造等の製材、木製品工業 ホ 石油類貯蔵販売、圧縮ガス、液化ガス製造等の危険物貯蔵・製造業 ヘ 製紙、紙加工品、紙製衛生品等の紙加工工業 ト 鋳物、鍛造等の鋳鍛製造工業 チ 自動車整備工場
機械設備 C	イ 一般印刷、グラビア印刷、金属印刷、写真製版、製本等の印刷・製本工業 ロ 金属工業機械、金属加工機械、産業機械、化学機械、土木建築機械等の機械、器具製造業 ハ 作業工具、鉄骨製造、プレス、ねじ・ばね、金属洋食器、金属建具・家具、メッキ、型加工等の金属製品工業 ニ 缶詰、清涼飲料水、味噌醤油、酒類、菓子・パン、麺類製粉、冷凍品加工飼料、有機質肥料等の食料品工業 ホ アルミニウム合金、軽金属圧延、軽金属製品製造、電線、ダイカスト等の非鉄金属工業 ヘ プラスチック成形、楽器製造、玩具等その他製造等
機械設備 D	イ 塗料製造、医薬品、工業薬品、ゴム精製・製造、石油製品等の化学工業 ロ 高炉、電気炉、製鋼、圧延、引抜、各種精錬等の製鉄・製鋼等の工業 ハ 電動機、配電盤、電線器具、通信機械部品、電気音響機器、電子機器等の電気機械器具製造業 ニ 自動車部品、自動車車体、自動車製造、鉄道車輛部品、自転車製造、船舶製造、産業用運搬車輛製造等の輸送機械製造業 ホ 精密機械器具、計量器・測定器・試験機、写真機・同部品、時計・同部品、医療用機械器具、光学機械器具等の精密機械器具製造業 ヘ 上水道施設、簡易水道施設、下水道処理施設、火葬場、と殺場、廃棄物処理等

現 行

6 工作物の調査

(1) 機械設備

機械設備とは、原動機等により製品等の製造又は加工等を行うもの、又は製造等に直接係わらない機械を主体とした排水処理施設等であって、キュービクル受変電設備、建築設備以外の動力設備、ガス設備、給・排水設備等の配線及び機器類を含むものをいう。

イ 機械設備の区分

機械設備の調査及び算定を行う場合は、表6-16の区分によるものとする。

ただし、調査対象となる工場等に設置されている機械設備状況が次の各号のうち2以上該当すると認められる場合には、区分を1ランク上げることができるものとする。

（例 機械設備BをCとする。）

(i) 機械設備の数が標準的（作業員が安全上心配なく作業できる。）工場が多い。

(ii) 配管、配線の系統が複雑（クロスしたり分岐、集合している。）かつ多い。

(iii) 自動（ロボット）化された機械が比較的多い。

(iv) プラント（原材料を投入すれば製品または半製品となる。）化機械（装置）が多い。

(v) 規模の大きな機械が多い。

(vi) 特殊な機械が多い。

(vii) 製品等の多種品の製造装置を持っている。

(viii) 受電契約電圧が6,000V以上である。

表6-16

区 分	判 断 基 準
機械設備 A	設置面積（建物内以外で機械設備をしてある面積を含む。）が200 m <sup>2</sup> 未満であるすべての業種 この面積に、生産設備が設置されている面積を除く。
機械設備 B	イ 製糸、製綿、合成繊維織物、毛織物、タオル製造、メリヤス製造、被服製造、染色等の繊維工業 ロ コンクリート・アスファルト（レディーミクスト工場）製品製造、建材製品製造、陶磁器製造、ガラス製品製造、瓦・煉瓦製造、碎石、研磨材製造等の窯業コンクリート工業 ハ 機械靴、靴製造、なめし革製造、毛皮製品製造等の皮革製品製造業 ニ 製材・合板製造、家具製造、建具製造等の製材、木製品工業 ホ 石油類貯蔵販売、圧縮ガス、液化ガス製造等の危険物貯蔵・製造業 ヘ 製紙、紙加工品、紙製衛生品等の紙加工工業 ト 鋳物、鍛造等の鋳鍛製造工業 チ 自動車整備工場
機械設備 C	イ 一般印刷、グラビア印刷、金属印刷、写真製版、製本等の印刷・製本工業 ロ 金属工業機械、金属加工機械、産業機械、化学機械、土木建築機械等の機械、器具製造業 ハ 作業工具、鉄骨製造、プレス、ねじ・ばね、金属洋食器、金属建具・家具、メッキ、型加工等の金属製品工業 ニ 缶詰、清涼飲料水、味噌醤油、酒類、菓子・パン、麺類製粉、冷凍品加工飼料、有機質肥料等の食料品工業 ホ アルミニウム合金、軽金属圧延、軽金属製品製造、電線、ダイカスト等の非鉄金属工業 ヘ プラスチック成形、楽器製造、玩具等その他製造等
機械設備 D	イ 塗料製造、医薬品、工業薬品、ゴム精製・製造、石油製品等の化学工業 ロ 高炉、電気炉、製鋼、圧延、引抜、各種精錬等の製鉄・製鋼等の工業 ハ 電動機、配電盤、電線器具、通信機械部品、電気音響機器、電子機器等の電気機械器具製造業 ニ 自動車部品、自動車車体、自動車製造、鉄道車輛部品、自転車製造、船舶製造、産業用運搬車輛製造等の輸送機械製造業 ホ 精密機械器具、計量器・測定器・試験機、写真機・同部品、時計・同部品、医療用機械器具、光学機械器具等の精密機械器具製造業 ヘ 上水道施設、簡易水道施設、下水道処理施設、火葬場、と殺場、廃棄物処理等
機械設備 E	機械設備Dに掲げる業種のうち、(1)機械設備の区分のただし書きに該当すると判断されたもの

改 正 案

- ロ 機械設備の調査及び算定  
 機械設備の調査及び算定の区分ごとの直接人件費の積算は、表6-17により行うものとする。  
 ただし、第8の予備調査を行っているものについては、歩掛（調査外業、調査内業（図面等））を70パーセントに補正するものとする。  
 なお、直接人件費の積算に当たっては、次の事項に留意して行うものとする。  
 (i) 規模欄の設置面積は、機械設備が設置されている面積とするが、機械設備本体のみではなく、配管配線、機械安全スペース等の状況を考慮して設定するものとする。  
 (ii) 機械設備の高さは、3メートル未満までを標準とし、3メートル以上の機械設備が多数存するときは、設置面積に当該機械設備本体の設置面積を加算するものとする。

表6-17

区分	単位	規模	職種	内 業			計	備考
				外業調査	図面等	算定		
機械設備A	事務所	設置面積 100㎡以上 200㎡未満	主任技師	0.44	0.14	0.40	0.98人	
			技師A	0.44	0.75	0.40	1.59人	
			技師B	0.44	0.93	—	1.37人	
			技師D	—	—	0.22	0.22人	
機械設備B	事業所	設置面積 400㎡以上 600㎡未満	主任技師	0.94	0.42	0.60	1.96人	
			技師A	0.94	2.29	2.31	5.54人	
			技師B	0.94	2.76	—	3.70人	
			技師D	—	—	0.63	0.63人	
機械設備C	事業所	設置面積 400㎡以上 600㎡未満	主任技師	1.18	0.42	0.60	2.20人	
			技師A	1.18	2.87	2.89	6.94人	
			技師B	1.18	3.45	—	4.63人	
			技師D	—	—	0.63	0.63人	
機械設備D	事業所	設置面積 400㎡以上 600㎡未満	主任技師	1.35	0.42	0.60	2.37人	
			技師A	1.35	3.30	3.33	7.98人	
			技師B	1.35	3.95	—	5.32人	
			技師D	—	—	0.63	0.63人	

- 注1 本表規模欄に定める面積以外の場合は、表6-18の補正率表を適用するものとする。  
 注2 本表は、石綿要領第4条に規定する石綿調査（調査表及び図面の作成を含む。ただし、分析調査は除く。）を含んだ歩掛である。ただし、以下については本歩掛に含まれないことから、必要に応じて、別途見積等を徴収して対応するものとする。  
 ・同要領第7条に規定する分析調査費用に関する専門機関からの見積に要する費用。  
 ・同要領第8条に規定する対象石綿の除去処分費用を算定する際の専門業者からの見積に要する費用

現 行

- ロ 機械設備の調査及び算定  
 機械設備の調査及び算定の区分ごとの直接人件費の積算は、表6-17により行うものとする。  
 ただし、第8の予備調査を行っているものについては、歩掛（調査外業、調査内業（図面等））を70パーセントに補正するものとする。  
 なお、直接人件費の積算に当たっては、次の事項に留意して行うものとする。  
 (i) 規模欄の設置面積は、機械設備が設置されている面積とするが、機械設備本体のみではなく、配管配線、機械安全スペース等の状況を考慮して設定するものとする。  
 (ii) 機械設備の高さは、3メートル未満までを標準とし、3メートル以上の機械設備が多数存するときは、設置面積に当該機械設備本体の設置面積を加算するものとする。

表6-17

区分	単位	規模	職種	内 業			計	備考
				外業調査	図面等	算定		
機械設備A	事務所	設置面積 100㎡以上 200㎡未満	主任技師	0.44	0.14	0.40	0.98人	
			技師A	0.44	0.75	0.40	1.59人	
			技師B	0.44	0.93	—	1.37人	
			技師D	—	—	0.22	0.22人	
機械設備B	事業所	設置面積 400㎡以上 600㎡未満	主任技師	0.94	0.42	0.60	1.96人	
			技師A	0.94	2.29	2.31	5.54人	
			技師B	0.94	2.76	—	3.70人	
			技師D	—	—	0.63	0.63人	
機械設備C	事業所	設置面積 400㎡以上 600㎡未満	主任技師	1.18	0.42	0.60	2.20人	
			技師A	1.18	2.87	2.89	6.94人	
			技師B	1.18	3.45	—	4.63人	
			技師D	—	—	0.63	0.63人	
機械設備D	事業所	設置面積 400㎡以上 600㎡未満	主任技師	1.35	0.42	0.60	2.37人	
			技師A	1.35	3.30	3.33	7.98人	
			技師B	1.35	3.95	—	5.32人	
			技師D	—	—	0.63	0.63人	
機械設備E	事業所	設置面積 400㎡以上 600㎡未満	主任技師	1.53	0.42	0.60	2.55人	
			技師A	1.53	3.73	3.76	9.02人	
			技師B	1.53	4.49	—	6.02人	
			技師D	—	—	0.63	0.63人	

- 注 本表規模欄に定める面積以外の場合は、表6-18の補正率表を適用するものとする。

改 正 案

機械設備Aの場合

表6-18

機械設備の面積	100㎡未満	100㎡以上200㎡未満
補正率	0.80	1.00

機械設備B、C及びDの場合

機械設備の面積	200㎡以上 400㎡未満	400㎡以上 600㎡未満	600㎡以上 1,000㎡未満	1,000㎡以上 1,500㎡未満	1,500㎡以上 2,000㎡未満	2,000㎡以上 3,000㎡未満
補正率	0.80	1.00	1.30	1.80	2.30	2.90

3,000㎡以上 5,000㎡未満	5,000㎡以上 8,000㎡未満	8,000㎡以上 12,000㎡未満	12,000㎡以上 20,000㎡未満	20,000㎡以上 30,000㎡未満	30,000㎡以上 40,000㎡未満
4.00	5.60	7.50	10.40	14.00	17.60

表6-21

区分	単位	規模	職種	外業		内業		計	備考
				調査	図面等	算定	算定		
生産設備A	設備 当たり	設置面積 300㎡以上 500㎡未満	主任技師	—	—	0.10	0.10人		
			技師A	0.29	0.14	0.13	0.56人		
			技師B	0.29	0.71	0.43	1.43人		
			技師C	0.29	—	—	0.78人		
			技師D	—	—	0.15	0.15人		
生産設備B	設備 当たり	設置面積 300㎡以上 500㎡未満	主任技師	—	—	0.12	0.12人		
			技師A	0.41	0.15	0.18	0.74人		
			技師B	0.41	0.88	0.46	1.75人		
			技師C	0.41	0.70	—	1.11人		
			技師D	—	—	0.19	0.19人		
生産設備C	設備 当たり	設置面積 300㎡以上 500㎡未満	主任技師	—	—	0.11	0.11人		
			技師A	0.21	0.15	0.16	0.52人		
			技師B	0.21	0.58	0.32	1.11人		
			技師C	0.21	0.48	—	0.69人		
			技師D	—	—	0.17	0.17人		
生産設備D	箇所 —	—	主任技師	—	—	0.08	0.08人		
			技師A	0.13	0.09	0.09	0.31人		
			技師B	0.13	0.50	0.16	0.79人		
			技師C	0.13	0.21	—	0.34人		
			技師D	—	—	0.17	0.17人		

注1 本表規模欄に定める面積以外の場合は、表6-22の補正率表を適用するものとする。

注2 本表は、石綿要領第4条に規定する石綿調査（調査表及び図面の作成を含む。ただし、分析調査は除く。）を含んだ歩掛である。ただし、以下については本歩掛に含まれないことから、必要に応じて、別途見積等を徴収して対応するものとする。

- ・同要領第7条に規定する分析調査費用に関する専門機関からの見積に要する費用。
- ・同要領第8条に規定する対象石綿の除去処分費用を算定する際の専門業者からの見積に要する費用。

現 行

機械設備Aの場合

表6-18

機械設備の面積	100㎡未満	100㎡以上200㎡未満
補正率	0.80	1.00

機械設備B、C、D及びEの場合

機械設備の面積	200㎡以上 400㎡未満	400㎡以上 600㎡未満	600㎡以上 1,000㎡未満	1,000㎡以上 1,500㎡未満	1,500㎡以上 2,000㎡未満	2,000㎡以上 3,000㎡未満
補正率	0.80	1.00	1.30	1.80	2.30	2.90

3,000㎡以上 5,000㎡未満	5,000㎡以上 8,000㎡未満	8,000㎡以上 12,000㎡未満	12,000㎡以上 20,000㎡未満	20,000㎡以上 30,000㎡未満	30,000㎡以上 40,000㎡未満
4.00	5.60	7.50	10.40	14.00	17.60

表6-21

区分	単位	規模	職種	外業		内業		計	備考
				調査	図面等	算定	算定		
生産設備A	設備 当たり	設置面積 300㎡以上 500㎡未満	技師A	0.30	0.06	0.06	0.42人		
			技師B	0.30	0.66	0.31	1.27人		
			技師C	0.30	0.58	0.06	0.94人		
			技師D	—	—	0.06	0.06人		
			主任技師	—	—	—	—	—	—
生産設備B	設備 当たり	設置面積 300㎡以上 500㎡未満	技師A	0.38	0.06	0.06	0.50人		
			技師B	0.38	0.83	0.37	1.58人		
			技師C	0.38	0.66	0.06	1.10人		
			技師D	—	—	0.06	0.06人		
			主任技師	—	—	—	—	—	—
生産設備C	設備 当たり	設置面積 300㎡以上 500㎡未満	技師A	0.22	0.06	0.06	0.34人		
			技師B	0.22	0.56	0.25	1.03人		
			技師C	0.22	0.50	0.06	0.78人		
			技師D	—	—	0.06	0.06人		
			主任技師	—	—	—	—	—	—
生産設備D	箇所 —	—	技師A	0.13	0.06	0.06	0.25人		
			技師B	0.13	0.31	0.12	0.56人		
			技師C	0.13	0.27	0.06	0.46人		
			技師D	—	—	0.06	0.06人		
			主任技師	—	—	—	—	—	—

注 本表規模欄に定める面積以外の場合は、表6-22の補正率表を適用するものとする。

改 正 案

表6-25

区 分	単 位	規 模	職 種	外 業			計	備 考
				調 査	図面等	算 定		
住宅敷地 A	戸	敷地面積 150㎡未満	技師A	0.20	0.10	0.06	0.36人	
			技師B	0.20	—	0.28	0.48人	
			技師C	0.20	0.70	0.22	1.12人	
			技師D	—	—	0.06	0.06人	
住宅敷地 B	同上	敷地面積 150㎡ ～200㎡	技師A	0.26	0.10	0.07	0.43人	
			技師B	0.26	—	0.39	0.65人	
			技師C	0.26	1.24	0.35	1.85人	
			技師D	—	—	0.07	0.07人	
住宅敷地 C	同上	敷地面積 200㎡ ～600㎡	技師A	0.47	0.10	0.07	0.64人	
			技師B	0.47	—	0.61	1.08人	
			技師C	0.47	2.06	0.45	2.98人	
			技師D	—	—	0.07	0.07人	
農家敷地 A	同上	敷地面積 600㎡ ～1,000㎡	技師A	0.65	0.09	0.07	0.81人	
			技師B	0.65	—	0.88	1.53人	
			技師C	0.65	2.79	0.77	4.21人	
			技師D	—	—	0.07	0.07人	
農家敷地 B	同上	敷地面積 1,000㎡ 以上	技師A	0.91	0.19	0.13	1.23人	
			技師B	0.91	—	1.11	2.02人	
			技師C	0.91	3.90	1.01	5.82人	
			技師D	—	—	0.13	0.13人	
工場等の敷地	箇所	敷地面積 500㎡以上 1,000㎡未満	技師A	0.41	0.23	0.22	0.86人	
			技師B	0.41	—	0.83	1.24人	
			技師C	0.41	2.30	0.42	3.13人	
			技師D	—	—	0.18	0.18人	
独 立 工 作 物	同上	—	技師A	0.13	0.12	0.12	0.37人	
			技師B	0.13	—	0.30	0.43人	
			技師C	0.13	0.61	0.09	0.83人	
			技師D	—	—	0.15	0.15人	

注1 工場等の敷地面積の認定は、当該敷地面積から生産設備及び建物外に設置されている機械設備及び墓地として計上した面積を控除した面積とする。

注2 工場等の敷地で本表規模欄に定める面積以外の場合は、表6-26の補正率表を適用するものとする。

注3 附帯工作物の調査範囲内で庭園の調査区域とした範囲は、附帯工作物の調査面積から除くものとする。

注4 本表は、石綿要領第4条に規定する石綿調査（調査表及び図面の作成を含む。ただし、分析調査は除く。）を含んだ歩掛である。ただし、以下については本歩掛に含まれないことから、必要に応じて、別途見積等を徴収して対応するものとする。

- ・同要領第7条に規定する分析調査費用に関する専門機関からの見積に要する費用。
- ・同要領第8条に規定する対象石綿の除去処分費用を算定する際の専門業者からの見積に要する費用。

現 行

表6-25

区 分	単 位	規 模	職 種	外 業			計	備 考
				調 査	図面等	算 定		
住宅敷地 A	戸	敷地面積 150㎡未満	技師A	0.20	0.10	0.06	0.36人	
			技師B	0.20	—	0.28	0.48人	
			技師C	0.20	0.70	0.22	1.12人	
			技師D	—	—	0.06	0.06人	
住宅敷地 B	同上	敷地面積 150㎡ ～200㎡	技師A	0.26	0.10	0.07	0.43人	
			技師B	0.26	—	0.39	0.65人	
			技師C	0.26	1.24	0.35	1.85人	
			技師D	—	—	0.07	0.07人	
住宅敷地 C	同上	敷地面積 200㎡ ～600㎡	技師A	0.47	0.10	0.07	0.64人	
			技師B	0.47	—	0.61	1.08人	
			技師C	0.47	2.06	0.45	2.98人	
			技師D	—	—	0.07	0.07人	
農家敷地 A	同上	敷地面積 600㎡ ～1,000㎡	技師A	0.65	0.09	0.07	0.81人	
			技師B	0.65	—	0.88	1.53人	
			技師C	0.65	2.79	0.77	4.21人	
			技師D	—	—	0.07	0.07人	
農家敷地 B	同上	敷地面積 1,000㎡ 以上	技師A	0.91	0.19	0.13	1.23人	
			技師B	0.91	—	1.11	2.02人	
			技師C	0.91	3.90	1.01	5.82人	
			技師D	—	—	0.13	0.13人	
工場等の敷地	箇所	敷地面積 500㎡以上 1,000㎡未満	技師A	0.41	0.23	0.22	0.86人	
			技師B	0.41	—	0.83	1.24人	
			技師C	0.41	2.30	0.42	3.13人	
			技師D	—	—	0.18	0.18人	
独 立 工 作 物	同上	—	技師A	0.13	0.12	0.12	0.37人	
			技師B	0.13	—	0.30	0.43人	
			技師C	0.13	0.61	0.09	0.83人	
			技師D	—	—	0.15	0.15人	

注1 工場等の敷地面積の認定は、当該敷地面積から生産設備及び建物外に設置されている機械設備及び墓地として計上した面積を控除した面積とする。

注2 工場等の敷地で本表規模欄に定める面積以外の場合は、表6-26の補正率表を適用するものとする。

注3 附帯工作物の調査範囲内で庭園の調査区域とした範囲は、附帯工作物の調査面積から除くものとする。

表 6-27

区 分	判 断 基 準
庭 木 等	<p>まつ、かや、まき、つばき等の立木で、観賞上の価値又は防風、防雪その他の効用を有する住宅、店舗、工場等の敷地内に植栽されているもの（自生木を含み、庭園及び墳墓を構成するものを除く。）をいい、次に掲げる種別により区分する。</p> <p>A 観賞樹 観賞上の価値を有すると認められる立木であって、高木（針葉樹及び広葉樹）、<b>株物</b>、<b>玉物</b>、<b>生垣</b>、特殊樹（観賞用竹を含む）をいう。</p> <p>① 高 木 モミジ、ハナミズキなどのように主幹と側枝の区分が概ね明らかで、樹高が大きくなるものをいう。</p> <p>② 株 物 アジサイ、ナンテンなどのように、通常幹又は枝が根元から分枝したもので、樹高が大きくなるものを用いる。</p> <p>③ 玉 物 マメツゲ、ツツジなどのように枝葉が地上近くまで繁茂し、全体として球状を呈し、樹高が大きくなるものを用いる。</p> <p>④ 生 垣 宅地等の境界付近において直線的に密植したもので、囲障に相当するものをいう。</p> <p>⑤ 特殊樹 ①～④に該当するものを除く。</p> <p>B 利用樹 防風、防雪その他の効用を目的として植栽されている立木で、主に屋敷回りに生育するものをいう。</p> <p>C 風致木 名所又は旧跡の風致保存を目的として植栽されている立木又は風致を保たせるために植栽されている立木をいう。</p> <p>D 地被類 観賞等を目的に植え付けられた多年生植物で木本系及び草本系をいう。</p> <p>① 木本系 ササ類など地上部が木質に近く株状に生育するものをいい、自然発生のものを除く。</p> <p>② 草本系 リュウノヒゲなど地上部が草状の葉や茎となり、株状に生育するもの及びシバザクラなど草状の低い地上部が地面を這うように面状に生育するものをいい、自然発生のものを除く。</p> <p>E 芝類 観賞等を目的に植え付けられた多年生植物で日本芝及び西洋芝をいう。</p> <p>① 日本芝 高麗芝、野芝のように冬季は枯れて冬眠に入るが、根は越冬し、暑さに強い芝類をいい、自然発生のものは除く。</p> <p>② 西洋芝 ケンタッキーブルーグラスのように冬季でも緑を保つが暑さに弱い芝類をいい、自然発生のものを除く。</p> <p>F ツル性類 観賞等を目的に植え付けられた多年生植物で、自ら直立することなく地上を這い、あるいは他の物への巻き付きや吸着根により壁面、支柱、棚の登坂又は下垂する茎を持つもの（木質化するものを除く。）をいい、自然発生のものを除く。</p> <p>G そ の 他 観賞等を目的として植え付けられた、上記の区分に属するもの以外の多年生植物をいい、自然発生のものを除く。</p>

表 6-27

区 分	判 断 基 準
庭 木 等	<p>まつ、かや、まき、つばき等の立木で、観賞上の価値又は防風、防雪その他の効用を有する住宅、店舗、工場等の敷地内に植栽されているもの（自生木を含み、庭園及び墳墓を構成するものを除く。）をいい、次に掲げる種別により区分する。</p> <p>A 観賞樹 観賞上の価値を有すると認められる立木であって、高木（針葉樹及び広葉樹）、<b>株物類</b>、<b>玉物類</b>、<b>生垣用木</b>、特殊樹（観賞用竹を含む）をいう。垣用木及びほていちく等の観賞用竹をいう。</p> <p>① 高 木 モミジ、ハナミズキなどのように主幹と側枝の区分が概ね明らかで、樹高が大きくなるものをいう。</p> <p>② 株 物 アジサイ、ナンテンなどのように、通常幹又は枝が根元から分枝したもので、樹高が大きくなるものを用いる。</p> <p>③ 玉 物 マメツゲ、ツツジなどのように枝葉が地上近くまで繁茂し、全体として球状を呈し、樹高が大きくなるものを用いる。</p> <p>④ 生 垣 宅地等の境界付近において直線的に密植したもので、囲障に相当するものをいう。</p> <p>⑤ 特殊樹 ①～④に該当するものを除く。</p> <p>B 利用樹 防風、防雪その他の効用を目的として植栽されている立木で、主に屋敷回りに生育するものをいう。</p> <p>C 風致木 名所又は旧跡の風致保存を目的として植栽されている立木又は風致を保たせるために植栽されている立木をいう。</p> <p>D 地被類 観賞等を目的に植え付けられた多年生植物で木本系及び草本系をいう。</p> <p>① 木本系 ササ類など地上部が木質に近く株状に生育するものをいい、自然発生のものを除く。</p> <p>② 草本系 リュウノヒゲなど地上部が草状の葉や茎となり、株状に生育するもの及びシバザクラなど草状の低い地上部が地面を這うように面状に生育するものをいい、自然発生のものを除く。</p> <p>E 芝類 観賞等を目的に植え付けられた多年生植物で日本芝及び西洋芝をいう。</p> <p>① 日本芝 高麗芝、野芝のように冬季は枯れて冬眠に入るが、根は越冬し、暑さに強い芝類をいい、自然発生のものは除く。</p> <p>② 西洋芝 ケンタッキーブルーグラスのように冬季でも緑を保つが暑さに弱い芝類をいい、自然発生のものを除く。</p> <p>F ツル性類 観賞等を目的に植え付けられた多年生植物で、自ら直立することなく地上を這い、あるいは他の物への巻き付きや吸着根により壁面、支柱、棚の登坂又は下垂する茎を持つもの（木質化するものを除く。）をいい、自然発生のものを除く。</p> <p>G そ の 他 観賞等を目的として植え付けられた、上記の区分に属するもの以外の多年生植物をいい、自然発生のものを除く。</p>

改 正 案

7 照応建物の詳細設計等

照応建物の詳細設計等は、照応建物による建物の設計及び算定等を行うものであり、これに要する直接人件費の積算は、次式により行うものとする。  
 なお、これにより難い場合は、別途積算するものとする。

照応建物の詳細設計費＝(図面作成枚数)×(図面作成費×信頼度)  
 (図面作成費)：建物の計画・設計・計算・算定及び査定検証に要する人件費

(1) 図面作成枚数

図面作成枚数は、照応建物の用途区分によって必要となる数量を認定するものとする。  
 この場合、照応建物の詳細設計1棟当たり図面枚数は、照応建物の詳細設計延べ床面積×建物1㎡当たり図面枚数により算出した枚数を基準として別紙作成図面認定表により認定するものとする。(建物1㎡当たり図面枚数は、表9-10を標準とする。)  
 なお、表9-10の建物面積1㎡当たり図面枚数は、産業標準化法(昭和24年法律第185号)第11条により制定された日本産業規格(以下「日本産業規格」という。)A列1番(以下「A1判」という。)を標準としたものである。日本産業規格A列2番(以下「A2判」という。)を使用する場合には、図面枚数を2倍にするものとする。

図面枚数表(建物面積1㎡当たり・A1判)

表9-10

用途区分		イ	ロ	ハ
建物の延べ面積	200㎡未満	0.067	0.087	0.047
200㎡以上	400㎡未満	0.042	0.053	0.030
400㎡以上	600㎡未満	0.035	0.044	0.026
600㎡以上	1,000㎡未満	0.030	0.039	0.021
1,000㎡以上	1,500㎡未満	0.026	0.034	0.019
1,500㎡以上	2,000㎡未満	0.023	0.030	0.017
2,000㎡以上	3,000㎡未満	0.021	0.027	0.015
3,000㎡以上	4,000㎡未満	0.019	0.024	0.013
4,000㎡以上	5,000㎡未満	0.017	0.022	0.012
5,000㎡以上		0.016	0.020	0.011

現 行

7 照応建物の詳細設計等

照応建物の詳細設計等は、照応建物による建物の設計及び算定等を行うものであり、これに要する直接人件費の積算は、次式により行うものとする。  
 なお、これにより難い場合は、別途積算するものとする。

照応建物の詳細設計費＝(図面作成枚数)×(図面作成費×信頼度)  
 (図面作成費)：建物の計画・設計・計算・算定及び査定検証に要する人件費

(1) 図面作成枚数

図面作成枚数は、照応建物の用途区分によって必要となる数量を認定するものとする。  
 この場合、照応建物の詳細設計1棟当たり図面枚数は、照応建物の詳細設計延べ床面積×建物1㎡当たり図面枚数により算出した枚数を基準として別紙作成図面認定表により認定するものとする。(建物1㎡当たり図面枚数は、表9-10を標準とする。)  
 なお、表9-10の建物面積1㎡当たり図面枚数は、工業標準化法(昭和24年法律第185号)第11条により制定された日本工業規格(以下「日本工業規格」という。)A列1番(以下「A1判」という。)を標準としたものである。日本工業規格A列2番(以下「A2判」という。)を使用する場合には、図面枚数を2倍にするものとする。

図面枚数表(建物面積1㎡当たり・A1判)

表9-10

用途区分		イ	ロ	ハ
建物の延べ面積	200㎡未満	0.067	0.087	0.047
200㎡以上	400㎡未満	0.042	0.053	0.030
400㎡以上	600㎡未満	0.035	0.044	0.026
600㎡以上	1,000㎡未満	0.030	0.039	0.021
1,000㎡以上	1,500㎡未満	0.026	0.034	0.019
1,500㎡以上	2,000㎡未満	0.023	0.030	0.017
2,000㎡以上	3,000㎡未満	0.021	0.027	0.015
3,000㎡以上	4,000㎡未満	0.019	0.024	0.013
4,000㎡以上	5,000㎡未満	0.017	0.022	0.012
5,000㎡以上		0.016	0.020	0.011



改 正 案

- (4) 標準技術者員数  
 機械設備設計に係る技術者の標準員数は、表9-13及び表9-14のとおりとする。  
 生産設備設計に係る技術者の標準員数は、表9-15及び表9-16のとおりとする。

機械設備設計標準員数 表9-13

区 分	単 位	規 模	職 種	内 業		計	備考
				図面等	算 定		
機 械 設 備 A	事業所	設置面積 100㎡以上 200㎡未満	主任技師	0.14	0.40	0.54人	
			技師A	0.75	0.40	1.15人	
			技師B	0.93	—	0.93人	
			技師D	—	0.22	0.22人	
機 械 設 備 B	事業所	設置面積 400㎡以上 600㎡未満	主任技師	0.42	0.60	1.02人	
			技師A	2.29	2.31	4.60人	
			技師B	2.76	—	2.76人	
			技師D	—	0.63	0.63人	
機 械 設 備 C	事業所	設置面積 400㎡以上 600㎡未満	主任技師	0.42	0.60	1.02人	
			技師A	2.87	2.89	5.76人	
			技師B	3.45	—	3.45人	
			技師D	—	0.63	0.63人	
機 械 設 備 D	事業所	設置面積 400㎡以上 600㎡未満	主任技師	0.42	0.60	1.02人	
			技師A	3.30	3.33	6.63人	
			技師B	3.97	—	3.97人	
			技師D	—	0.33	0.63人	

- 注1 本表の区分は、表6-16のとおりとする。  
 注2 設置面積は、決定レイアウトに基づく機械設備の設置面積とする。  
 注3 本表の数値は、規模、業務内容によって補正を行うものとする。  
 注4 本表の歩掛りは、表6-17の調査内業（図面等）及び算定の合計の人員である。

現 行

- (4) 標準技術者員数  
 機械設備設計に係る技術者の標準員数は、表9-13及び表9-14のとおりとする。  
 生産設備設計に係る技術者の標準員数は、表9-15及び表9-16のとおりとする。

機械設備設計標準員数 表9-13

区 分	単 位	規 模	職 種	内 業		計	備考
				図面等	算 定		
機 械 設 備 A	事業所	設置面積 100㎡以上 200㎡未満	主任技師	0.14	0.40	0.54人	
			技師A	0.75	0.40	1.15人	
			技師B	0.93	—	0.93人	
			技師D	—	0.22	0.22人	
機 械 設 備 B	事業所	設置面積 400㎡以上 600㎡未満	主任技師	0.42	0.60	1.02人	
			技師A	2.29	2.31	4.60人	
			技師B	2.76	—	2.76人	
			技師D	—	0.63	0.63人	
機 械 設 備 C	事業所	設置面積 400㎡以上 600㎡未満	主任技師	0.42	0.60	1.02人	
			技師A	2.87	2.89	5.76人	
			技師B	3.45	—	3.45人	
			技師D	—	0.63	0.63人	
機 械 設 備 D	事業所	設置面積 400㎡以上 600㎡未満	主任技師	0.42	0.60	1.02人	
			技師A	3.30	3.33	6.63人	
			技師B	3.97	—	3.97人	
			技師D	—	0.33	0.63人	
機 械 設 備 E	事業所	設置面積 400㎡以上 600㎡未満	主任技師	0.42	0.60	1.02人	
			技師A	3.73	3.76	7.49人	
			技師B	4.49	—	4.49人	
			技師D	—	0.63	0.63人	

- 注1 本表の区分は、表6-16のとおりとする。  
 注2 設置面積は、決定レイアウトに基づく機械設備の設置面積とする。  
 注3 本表の数値は、規模、業務内容によって補正を行うものとする。  
 注4 本表の歩掛りは、表6-17の調査内業（図面等）及び算定の合計の人員である。

改 正 案

生産設備設計標準員数

表9-15

区 分	単 位	規 模	職 種	内 業		計	備考
				図面等	算 定		
生産設備 A	設備 当り	設置面積 300㎡以上 500㎡未満	主任技師	—	0.10	0.10人	
			技師 A	0.14	0.13	0.27人	
			技師 B	0.71	0.43	1.14人	
			技師 C	0.49	—	0.49人	
			技師 D	—	0.15	0.15人	
生産設備 B	設備 当り	設置面積 300㎡以上 500㎡未満	主任技師	—	0.12	0.12人	
			技師 A	0.15	0.18	0.33人	
			技師 B	0.88	0.46	1.34人	
			技師 C	0.70	—	0.70人	
			技師 D	—	0.19	0.19人	
生産設備 C	設備 当り	設置面積 300㎡以上 500㎡未満	主任技師	—	0.11	0.11人	
			技師 A	0.15	0.16	0.31人	
			技師 B	0.58	0.32	0.90人	
			技師 C	0.48	—	0.48人	
			技師 D	—	0.17	0.17人	
生産設備 D	箇所	—	主任技師	—	0.08	0.08人	
			技師 A	0.09	0.09	0.18人	
			技師 B	0.50	0.16	0.66人	
			技師 C	0.21	—	0.21人	
			技師 D	—	0.17	0.17人	

- 注1 本表の区分は、表6-19のとおりとする。  
 注2 設置面積は、決定レイアウトに基づく生産設備の再設置に要する面積（単なる再配置面積は、除く。）  
 注3 本表の数値は、規模、業務内容によって補正を行うものとする。  
 注4 本表の歩掛りは、表6-20の調査内業（図面等）及び算定の合計の人員である。

現 行

生産設備設計標準員数

表9-15

区 分	単 位	規 模	職 種	内 業		計	備考
				図面等	算 定		
生産設備 A	設備 当り	設置面積 300㎡以上 500㎡未満	技師 A	0.06	0.06	0.12人	
			技師 B	0.66	0.31	0.97人	
			技師 C	0.58	0.06	0.64人	
			技師 D	—	0.06	0.06人	
生産設備 B	設備 当り	設置面積 300㎡以上 500㎡未満	技師 A	0.06	0.06	0.12人	
			技師 B	0.83	0.37	1.20人	
			技師 C	0.66	0.06	0.72人	
			技師 D	—	0.06	0.06人	
生産設備 C	設備 当り	設置面積 300㎡以上 500㎡未満	技師 A	0.06	0.06	0.12人	
			技師 B	0.56	0.25	0.81人	
			技師 C	0.50	0.06	0.56人	
			技師 D	—	0.06	0.06人	
生産設備 D	設備 当り	—	技師 A	0.06	0.06	0.12人	
			技師 B	0.31	0.12	0.43人	
			技師 C	0.27	0.06	0.33人	
			技師 D	—	0.06	0.06人	

- 注1 本表の区分は、表6-19のとおりとする。  
 注2 設置面積は、決定レイアウトに基づく生産設備の再設置に要する面積（単なる再配置面積は、除く。）  
 注3 本表の数値は、規模、業務内容によって補正を行うものとする。  
 注4 本表の歩掛りは、表6-20の調査内業（図面等）及び算定の合計の人員である。

## 第 1 1 再算定業務

再算定業務とは、当該年度以前に調査及び算定を行ったものについて、改めて補償額の算定を行うことをいい、調査及び算定時点から一定期間経過しているため再調査を行う必要があるもの、又は権利者より再調査の申出がありやむを得ないものと認めたものを含むものとする。

- 1 打合せ協議  
中間打合せは計上しないことを標準とするが、必要に応じて打合せ回数を計上する。
- 2 現地踏査  
現地踏査の費用内容及び取り扱いは、第 6 建物等の調査 3 現地踏査に準ずるものとし、これに要する直接人件費の積算は、表 1 1 - 1 により行うものとする。

表 1 1 - 1

種 目	単 位	規 模	職 種	外 業	備 考
現地踏査	権利者	—	技師 A	0.13人	
			技師 B	0.13人	

注 再調査を伴う場合にのみ計上するものとする。

- 3 再算定業務（再調査不要）  
再算定業務（再調査不要）は、原則として、補償額の算定方法の変更を行うことなく（ただし、基準、運用方針、調査算定要領等の改正に伴って、補償額の算定方法等に変更が生じたときは、これらの変更を含む）、当該年度の単価に修正して補償額の再算定を行うものとし、これに要する直接人件費の積算は、各業務区分の歩掛りのうち、「内業（算定）」により行うものとする。  
ただし、営業補償の再算定業務については、原則として、「4 再調査業務」(6) 及び (7) により行うものとする。  
なお、当該業務を当初の物件等調査業務を請け負った業者に随意契約で発注しようとするときには、直接人件費の 7 0 パーセントに補正するものとする。
- 4 再調査業務  
再調査業務に要する直接人件費の積算は、次により行うものとし、特段の規定がない場合の再算定に関する考え方は「3 再算定業務（再調査不要）」の規定によるものとする。
  - (1) 建物等が新築されたときは、当該建物等についてのみ新たな調査を行うものとし、「第 5 建物等の調査」の歩掛りによるものとする。
  - (2) 建物の改修若しくは補修が行われている場合又は基準、運用方針、調査算定要領等の改正に伴い建物等の一部を再調査する必要がある場合は、「第 5 建物等の調査」歩掛りのうち「調査外業」及び「調査内業（図面等）」を 50 パーセントに補正するものとする。
  - (3) 建物の一部増築が行われている場合は、「第 6 建物等の調査」歩掛りのうち、調査内業（図面等）を 50 パーセントに補正するものとし、規模欄の面積は、一部増築が行われた部分を含む建物全体の面積とする。  
なお、調査外業の規模欄の面積は、増築部分のみの面積によるものとする。
  - (4) 建物の改修又は補修が行われ、かつ、一部増築が行われている場合は、(2) 及び (3) により求めた直接人件費のいずれか高い方法によって積算するものとする。
  - (5) 機械設備又は生産設備（附帯工作物を含む）の一部が新設又は新たな設備に設置替えされたときは、新設又は設置替えの規模等（再調査の対象となる面積）は新設又は設置替えを行った面積とする。

## 第 1 1 再算定業務

再算定業務とは、当該年度以前に調査及び算定を行ったものについて、改めて補償額の算定を行うことをいい、調査及び算定時点から一定期間経過しているため再調査を行う必要があるもの、又は権利者より再調査の申出がありやむを得ないものと認めたものを含むものとする。

- 1 打合せ協議  
中間打合せは計上しないことを標準とするが、必要に応じて打合せ回数を計上する。
- 2 現地踏査  
現地踏査の費用内容及び取り扱いは、第 6 建物等の調査 3 現地踏査に準ずるものとし、これに要する直接人件費の積算は、表 1 1 - 1 により行うものとする。

表 1 1 - 1

種 目	単 位	規 模	職 種	外 業	備 考
現地踏査	権利者	—	技師 A	0.13人	
			技師 B	0.13人	

注 再調査を伴う場合にのみ計上するものとする。

- 3 再算定業務（再調査不要）  
再算定業務（再調査不要）は、原則として、**移転工法及び補償額**の算定方法の変更を行うことなく（ただし、基準、運用方針、調査算定要領等の改正に伴って、補償額の算定方法等に変更が生じたときは、これらの変更を含む）、当該年度の単価に修正して補償額の再算定を行うものとし、これに要する直接人件費の積算は、各業務区分の歩掛りのうち、「内業（算定）」により行うものとする。  
ただし、営業補償の再算定業務については、原則として、「4 再調査業務」(4) 及び (5) により行うものとする。  
なお、当該業務を当初の物件等調査業務を請け負った業者に随意契約で発注しようとするときには、直接人件費の 7 0 パーセントに補正するものとする。
- 4 再調査業務  
再調査業務に要する直接人件費の積算は、次により行うものとし、特段の規定がない場合の再算定に関する考え方は「3 再算定業務（再調査不要）」の規定によるものとする。
  - (1) 建物等が新築されたときは、当該建物等についてのみ新たな調査を行うものとし、「第 5 建物等の調査」の歩掛りによるものとする。
  - (2) 建物の改修若しくは補修が行われている場合又は基準、運用方針、調査算定要領等の改正に伴い建物等の一部を再調査する必要がある場合は、「第 5 建物等の調査」歩掛りのうち「調査外業」及び「調査内業（図面等）」を 50 パーセントに補正するものとする。
  - (3) 建物の一部増築が行われている場合は、「第 6 建物等の調査」歩掛りのうち、調査内業（図面等）を 50 パーセントに補正するものとし、規模欄の面積は、一部増築が行われた部分を含む建物全体の面積とする。  
なお、調査外業の規模欄の面積は、増築部分のみの面積によるものとする。
  - (4) 建物の改修又は補修が行われ、かつ、一部増築が行われている場合は、(2) 及び (3) により求めた直接人件費のいずれか高い方法によって積算するものとする。
  - (5) 機械設備又は生産設備（附帯工作物を含む）の一部が新設又は新たな設備に設置替えされたときは、新設又は設置替えの規模等（再調査の対象となる面積）は新設又は設置替えを行った面積とする。

改 正 案

- (6) 営業補償（仮営業所の設置工事費用を除く）の対象となる事業所（企業）の会計年度が異なる場合は、再調査及び再算定（当初調査の成果を参考にして再調査を実施し、認定収益額等の補償対象金額を修正して補償額を算定することをいう）を行うものとする。  
これに要する直接人件費の積算は、表 11-2 により行うものとし、営業の内容等の難易度によって、表 7-4 の補正を行うものとする。  
ただし、当初調査時点と比較して当該事業所（企業）の業務内容が大幅に変化する等、本表によりがたい場合には、表 7-3 によることができるものとする。  
なお、再調査及び再算定の対象となる会計年度が 2 年以上の場合は、表 11-2 の歩掛のうち、調査外業を 110 パーセントに補正するものとする。

表 11-2

種 目	単 位	規 模	職 種	外 業		内 業		計	備考
				調 査	図面等	算 定			
営業（再調査・再算定）	事業所（企業）	—	技師 A	0.16	0.94	0.60	1.70人		
			技師 B	0.32	0.95	1.61	2.88人		
			技師 C	0.16	3.44	—	3.60人		
			技師 D	—	—	0.45	0.45人		

- (7) 営業補償（仮営業所設置工事費用）の算定の基礎となる仮営業所設置場所の賃料及び一時金の水準等が変動した場合は、再調査及び再算定（当初調査の成果を参考にして再調査を実施し、当該年度の価格に修正して補償額を算定することをいう）を行うものとし、これに要する直接人件費の積算は、表 11-3 により行うものとする。  
ただし、当初調査時点と比較して仮営業所の想定される設置場所又は設置方法等を変更する必要が生じる等、本表によりがたい場合には、表 7-5 によることができるものとする。

現 行

- (6) 営業補償（仮営業所の設置工事費用を除く）の対象となる事業所（企業）の会計年度が異なる場合は、再調査及び再算定（当初調査の成果を参考にして再調査を実施し、認定収益額等の補償対象金額を修正して補償額を算定することをいう）を行うものとする。  
これに要する直接人件費の積算は、表 11-2 により行うものとし、営業の内容等の難易度によって、表 7-4 の補正を行うものとする。  
ただし、当初調査時点と比較して当該事業所（企業）の業務内容が大幅に変化する等、本表によりがたい場合には、表 7-3 によることができるものとする。  
なお、再調査及び再算定の対象となる会計年度が 2 年以上の場合は、表 11-2 の歩掛のうち、調査外業を 110 パーセントに補正するものとする。

表 11-2

種 目	単 位	規 模	職 種	外 業		内 業		計	備考
				調 査	図面等	算 定			
営業（再調査・再算定）	事業所（企業）	—	技師 A	0.16	0.94	0.60	1.70人		
			技師 B	0.32	0.95	1.61	2.88人		
			技師 C	0.16	3.44	—	3.60人		
			技師 D	—	—	0.45	0.45人		

- (7) 営業補償（仮営業所設置工事費用）の算定の基礎となる仮営業所設置場所の賃料及び一時金の水準等が変動した場合は、再調査及び再算定（当初調査の成果を参考にして再調査を実施し、当該年度の価格に修正して補償額を算定することをいう）を行うものとし、これに要する直接人件費の積算は、表 11-3 により行うものとする。  
ただし、当初調査時点と比較して仮営業所の想定される設置場所又は設置方法等を変更する必要が生じる等、本表によりがたい場合には、表 7-5 によることができるものとする。

改 正 案

6-5 機械設備補償額算定書の照合  
 機械設備補償額算定書の照合は、表15-9-5-1の区分によって行うものとする。

表15-9-5-1

区 分	判 断 基 準
機械設備A	設置面積(建物内以外で機械設備を設置してある面積を含む)が200㎡未満であるすべての業種 この面積に、生産設備が設置されている面積を除く
機械設備B	イ 製糸、製綿、合成繊維織物、毛織物、タオル製造、メリヤス製造、被服製造、染色等の繊維工業 ロ コンクリート・アスファルト(レディーミクスト工場)製品製造、建材製品製造、陶磁器製造、ガラス製品製造、瓦・煉瓦製造、砕石、研磨材製造等の窯業コンクリート工業 ハ 機械靴、鞆製造、なめし革製造、毛皮製品製造等の皮革製品製造業 ニ 製材・合板製造、家具製造、建具製造等の製材、木製品工業 ホ 石油類貯蔵販売、圧縮ガス・液化ガス製造等の危険物貯蔵・製造業 ヘ 製紙、紙加工品、紙製衛生品等の紙・紙加工工業 ト 鋳物、鍛造等の鑄鍛製造工業 チ 自動車整備工場
機械設備C	イ 一般印刷、グラビア印刷、金属印刷、写真製版、製本等の印刷・製本工業 ロ 金属工作機械、金属加工機械、産業機械、化学機械、土木建築機械等の機械、器具製造業 ハ 作業工具、鉄骨製造、プレス、ねじ・ばね、金属洋食器、金属建具・家具、メッキ、型加工等の金属製品工業 ニ 缶詰、清涼飲料、味噌醤油、酒類、菓子・パン、めん類製粉、冷凍品加工飼料、有機質肥料等の食料品工業 ホ アルミニウム合金、軽金属圧延、軽金属製品製造、電線、ダイカスト等の非鉄金属工業 ヘ プラスチック成形、楽器製造、玩具等のその他製造業
機械設備D	イ 塗料製造、医薬品、工業薬品、ゴム精製・製造、石油製品等の化学工業 ロ 高炉、電気炉、製鋼、圧延、引抜、各種精錬等の製鉄・製鋼等の工業 ハ 電動機、配電盤、電線器具、通信機器部品、電気音響機器、電子機器等の電気機械器具製造業 ニ 自動車部品、自動車車体、自動車製造、鉄道車輛部品、自転車製造、船舶製造、産業用運搬車輛製造等の輸送機械製造業 ホ 精密機械器具、計量器・測定器・試験機、写真機・同部品、時計・同部品、医療用機械器具、光学機械器具等の精密機械器具製造業 ヘ 上水道施設、簡易水道施設、下水道処理施設、火葬場、と殺場、廃棄物処理等

現 行

6-5 機械設備補償額算定書の照合  
 機械設備補償額算定書の照合は、表15-9-5-1の区分によって行うものとする。  
ただし、調査対象となる工場等に設置されている機械設備状況が次の各号のうち2以上該当すると認められる場合には、区分を1ランク上げることができるものとする。  
(例 機械設備BをCとする)  
イ 機械設備の数が標準的(作業員が安全上心配なく作業できる)工場より多い。  
ロ 配管、配線の系統が複雑(クロスしたり分岐、集合している)かつ多い。  
ハ 自動(ロボット)化された機械が比較的多い。  
ニ プラント(原材料を投入すれば製品または半製品となる)化機械(装置)が多い。  
ホ 規模の大きな機械が多い。  
ヘ 特殊な機械が多い。  
ト 製品等の多種品の製造装置を持っている。  
チ 受電契約電圧が6,000V以上である。

表15-9-5-1

区 分	判 断 基 準
機械設備A	設置面積(建物内以外で機械設備を設置してある面積を含む)が200㎡未満であるすべての業種 この面積に、生産設備が設置されている面積を除く
機械設備B	イ 製糸、製綿、合成繊維織物、毛織物、タオル製造、メリヤス製造、被服製造、染色等の繊維工業 ロ コンクリート・アスファルト(レディーミクスト工場)製品製造、建材製品製造、陶磁器製造、ガラス製品製造、瓦・煉瓦製造、砕石、研磨材製造等の窯業コンクリート工業 ハ 機械靴、鞆製造、なめし革製造、毛皮製品製造等の皮革製品製造業 ニ 製材・合板製造、家具製造、建具製造等の製材、木製品工業 ホ 石油類貯蔵販売、圧縮ガス・液化ガス製造等の危険物貯蔵・製造業 ト 製紙、紙加工品、紙製衛生品等の紙・紙加工工業 チ 鋳物、鍛造等の鑄鍛製造工業 チ 自動車整備工場
機械設備C	イ 一般印刷、グラビア印刷、金属印刷、写真製版、製本等の印刷・製本工業 ロ 金属工作機械、金属加工機械、産業機械、化学機械、土木建築機械等の機械、器具製造業 ハ 作業工具、鉄骨製造、プレス、ねじ・ばね、金属洋食器、金属建具・家具、メッキ、型加工等の金属製品工業 ニ 缶詰、清涼飲料、味噌醤油、酒類、菓子・パン、めん類製粉、冷凍品加工飼料、有機質肥料等の食料品工業 ホ アルミニウム合金、軽金属圧延、軽金属製品製造、電線、ダイカスト等の非鉄金属工業 ヘ プラスチック成形、楽器製造、玩具等のその他製造業
機械設備D	イ 塗料製造、医薬品、工業薬品、ゴム精製・製造、石油製品等の化学工業 ロ 高炉、電気炉、製鋼、圧延、引抜、各種精錬等の製鉄・製鋼等の工業 ハ 電動機、配電盤、電線器具、通信機器部品、電気音響機器、電子機器等の電気機械器具製造業 ニ 自動車部品、自動車車体、自動車製造、鉄道車輛部品、自転車製造、船舶製造、産業用運搬車輛製造等の輸送機械製造業 ホ 精密機械器具、計量器・測定器・試験機、写真機・同部品、時計・同部品、医療用機械器具、光学機械器具等の精密機械器具製造業 ヘ 上水道施設、簡易水道施設、下水道処理施設、火葬場、と殺場、廃棄物処理等
機械設備E	機械設備Dに掲げる業種のうち、(1)機械設備の区分のただし書きに該当すると判断されたもの

改 正 案

各区分の直接人件費の積算は、表15-9-5-2により行うものとする。  
 なお、直接人件費の積算に当たっては、次の事項に留意して行うものとする。  
 イ 規模欄の設置面積は、機械設備が設置されている面積とするが、機械設備本体のみでなく、配管配線、機械安全スペース等の状況を考慮して設定するものとする。  
 ロ 機械設備の高さは、3メートルを標準とし、3メートル以上の機械設備が多数存するときは、それらに相当する面積を加算するものとする。

表15-9-5-2

区 分	単 位	規 模	職 種	外 業	内 業	計	備 考
機械設備A	事業所	設置面積 100㎡以上 200㎡未満	技師長	—	0.20	0.20人	
			技師A	—	0.34	0.34人	
			技師B	—	0.46	0.46人	
機械設備B	事業所	設置面積 400㎡以上 600㎡未満	技師長	—	0.70	0.70人	
			技師A	—	0.93	0.93人	
			技師B	—	1.25	1.25人	
機械設備C	事業所	設置面積 400㎡以上 600㎡未満	技師長	—	0.70	0.70人	
			技師A	—	1.17	1.17人	
			技師B	—	1.56	1.56人	
機械設備D	事業所	設置面積 400㎡以上 600㎡未満	技師長	—	0.70	0.70人	
			技師A	—	1.35	1.35人	
			技師B	—	1.79	1.79人	

注 本表規模欄に定める面積以外の場合は、表15-9-5-3の補正率表を適用するものとする。

機械設備Aの場合 表15-9-5-3

機械設備の面積	100㎡未満	100㎡以上 200㎡未満
補正率	0.80	1.00

機械設備B、C及びDの場合

機械設備の面積	200㎡以上 400㎡未満	400㎡以上 600㎡未満	600㎡以上 1,000㎡未満	1,000㎡以上 1,500㎡未満	1,500㎡以上 2,000㎡未満
補正率	0.80	1.00	1.30	1.80	2.30

2,000㎡以上 3,000㎡未満	3,000㎡以上 5,000㎡未満	5,000㎡以上 8,000㎡未満	8,000㎡以上 12,000㎡未満	12,000㎡以上 20,000㎡未満
2.90	4.00	5.60	7.50	10.40

20,000㎡以上 30,000㎡未満	30,000㎡以上
14.00	17.60

現 行

各区分の直接人件費の積算は、表15-9-5-2により行うものとする。  
 なお、直接人件費の積算に当たっては、次の事項に留意して行うものとする。  
 イ 規模欄の設置面積は、機械設備が設置されている面積とするが、機械設備本体のみでなく、配管配線、機械安全スペース等の状況を考慮して設定するものとする。  
 ロ 機械設備の高さは、3メートルを標準とし、3メートル以上の機械設備が多数存するときは、それらに相当する面積を加算するものとする。

表15-9-5-2

区 分	単 位	規 模	職 種	外 業	内 業	計	備 考
機械設備A	事業所	設置面積 100㎡以上 200㎡未満	技師長	—	0.20	0.20人	
			技師A	—	0.34	0.34人	
			技師B	—	0.46	0.46人	
機械設備B	事業所	設置面積 400㎡以上 600㎡未満	技師長	—	0.70	0.70人	
			技師A	—	0.93	0.93人	
			技師B	—	1.25	1.25人	
機械設備C	事業所	設置面積 400㎡以上 600㎡未満	技師長	—	0.70	0.70人	
			技師A	—	1.17	1.17人	
			技師B	—	1.56	1.56人	
機械設備D	事業所	設置面積 400㎡以上 600㎡未満	技師長	—	0.70	0.70人	
			技師A	—	1.35	1.35人	
			技師B	—	1.79	1.79人	
機械設備E	事業所	設置面積 400㎡以上 600㎡未満	技師長 技師A 技師B	— — —	0.70 1.52 2.04	0.70人 1.52人 2.04人	

注 本表規模欄に定める面積以外の場合は、表15-9-5-3の補正率表を適用するものとする。

機械設備Aの場合 表15-9-5-3

機械設備の面積	100㎡未満	100㎡以上 200㎡未満
補正率	0.80	1.00

機械設備B、C、D及びEの場合

機械設備の面積	200㎡以上 400㎡未満	400㎡以上 600㎡未満	600㎡以上 1,000㎡未満	1,000㎡以上 1,500㎡未満	1,500㎡以上 2,000㎡未満
補正率	0.80	1.00	1.30	1.80	2.30

2,000㎡以上 3,000㎡未満	3,000㎡以上 5,000㎡未満	5,000㎡以上 8,000㎡未満	8,000㎡以上 12,000㎡未満	12,000㎡以上 20,000㎡未満
2.90	4.00	5.60	7.50	10.40

20,000㎡以上 30,000㎡未満	30,000㎡以上
14.00	17.60

改 正 案

6-8 立竹木補償額算定書の照合

立竹木補償額算定書の照合は、表15-9-8-1の区分によって行うものとし、各区分の直接人件費の積算は、表15-9-8-2により行うものとする。この場合の直接人件費は次式によるものとする。

$$\text{直接人件費} = (\text{単位当たり直接人件費} \times \frac{\text{調査対象面積}}{1,000})$$

ただし、表15-9-8-1の区分欄の立木に掲げるものについては、6-7 附帯工作物補償額算定書の照合に含めるものとする。

表15-9-8-1

区 分	判 断 基 準
庭木等	<p>まつ、かや、まき、つばき等の立木で、観賞上の価値又は防風、防雪その他の効用を有する住宅、店舗、工場等の敷地内に植栽されているもの（自生木を含み、庭園及び墳墓を構成するものを除く。）をいい、次に掲げる種別により区分する。</p> <p>A 観賞樹 観賞上の価値を有すると認められる立木であって、高木（針葉樹及び広葉樹）、<b>株物</b>、<b>玉物</b>、<b>生垣</b>、特殊樹（観賞用竹を含む）をいう。 垣用 木及びほていちく等の観賞用竹をいう。</p> <p>① 高 木 モミジ、ハナミズキのように主幹と側枝の区分が概ね明らかで、樹高が大きくなるものをいう。</p> <p>② 株 物 アジサイ、ナンテンのように、通常幹又は枝が根元から分枝したもので、樹高が大きくなるものを用いる。</p> <p>③ 玉 物 マメツゲ、ツツジのように枝葉が地上近くまで繁茂し、全体として球状を呈し、樹高が大きくなるものを用いる。</p> <p>④ 生 垣 宅地等の境界付近において直線的に密植したもので、圍障に相当するものをいう。</p> <p>⑤ 特殊樹 ①～④に該当するものを除く。</p> <p>B 利用樹 防風、防雪その他の効用を目的として植栽されている立木で、主に屋敷回りに生育するものをいう。</p> <p>C 風致木 名所又は旧跡の風致保存を目的として植栽されている立木又は風致を保持するために植栽されている立木をいう。</p> <p>D 地被類 観賞等を目的に植え付けられた多年生植物で木本系及び草本系をいう。</p> <p>① 木本系 ササ類など地上部が木質に近く株状に生育するものをいい、自然発生のものを除く。</p> <p>② 草本系 リュウノヒゲなど地上部が草状の葉や茎となり、株状に生育するもの及びシバザクラなど草状の低い地上部が地面を這うように面状に生育するものをいい、自然発生のものを除く。</p> <p>E 芝類 観賞等を目的に植え付けられた多年生植物で日本芝及び西洋芝をいう。</p> <p>① 日本芝 高麗芝、野芝のように冬季は枯れて冬眠に入るが、根は越冬し、暑さに強い芝類をいい、自然発生のものは除く。</p> <p>② 西洋芝 ケンタッキープルーグラスのように冬季でも緑を保つが暑さに弱い芝類をいい、自然発生のものを除く。</p> <p>F ツル性類 観賞等を目的に植え付けられた多年生植物で、自ら直立することなく地上を這い、あるいは他の物への巻き付きや吸着根により壁面、支柱、柵の登坂又は下垂する茎を持つもの（木質化するものを除く。）をいい、自然発生のものを除く。</p> <p>G そ の 他 観賞等を目的として植え付けられた、上記の区分に属するもの以外の多年生植物をいい、自然発生のものを除く。</p>

現 行

6-8 立竹木補償額算定書の照合

立竹木補償額算定書の照合は、表15-9-8-1の区分によって行うものとし、各区分の直接人件費の積算は、表15-9-8-2により行うものとする。この場合の直接人件費は次式によるものとする。

$$\text{直接人件費} = (\text{単位当たり直接人件費} \times \frac{\text{調査対象面積}}{1,000})$$

ただし、表15-9-8-1の区分欄の立木に掲げるものについては、6-7 附帯工作物補償額算定書の照合に含めるものとする。

表15-9-8-1

区 分	判 断 基 準
庭木等	<p>まつ、かや、まき、つばき等の立木で、観賞上の価値又は防風、防雪その他の効用を有する住宅、店舗、工場等の敷地内に植栽されているもの（自生木を含み、庭園及び墳墓を構成するものを除く。）をいい、次に掲げる種別により区分する。</p> <p>A 観賞樹 観賞上の価値を有すると認められる立木であって、高木（針葉樹及び広葉樹）、<b>株物類</b>、<b>玉物類</b>、<b>生垣用木</b>、特殊樹（観賞用竹を含む）をいう。 垣用 木及びほていちく等の観賞用竹をいう。</p> <p>① 高 木 モミジ、ハナミズキのように主幹と側枝の区分が概ね明らかで、樹高が大きくなるものをいう。</p> <p>② 株 物 アジサイ、ナンテンのように、通常幹又は枝が根元から分枝したもので、樹高が大きくなるものを用いる。</p> <p>③ 玉 物 マメツゲ、ツツジのように枝葉が地上近くまで繁茂し、全体として球状を呈し、樹高が大きくなるものを用いる。</p> <p>④ 生 垣 宅地等の境界付近において直線的に密植したもので、圍障に相当するものをいう。</p> <p>⑤ 特殊樹 ①～④に該当するものを除く。</p> <p>B 利用樹 防風、防雪その他の効用を目的として植栽されている立木で、主に屋敷回りに生育するものをいう。</p> <p>C 風致木 名所又は旧跡の風致保存を目的として植栽されている立木又は風致を保持するために植栽されている立木をいう。</p> <p>D 地被類 観賞等を目的に植え付けられた多年生植物で木本系及び草本系をいう。</p> <p>① 木本系 ササ類など地上部が木質に近く株状に生育するものをいい、自然発生のものを除く。</p> <p>② 草本系 リュウノヒゲなど地上部が草状の葉や茎となり、株状に生育するもの及びシバザクラなど草状の低い地上部が地面を這うように面状に生育するものをいい、自然発生のものを除く。</p> <p>E 芝類 観賞等を目的に植え付けられた多年生植物で日本芝及び西洋芝をいう。</p> <p>① 日本芝 高麗芝、野芝のように冬季は枯れて冬眠に入るが、根は越冬し、暑さに強い芝類をいい、自然発生のものは除く。</p> <p>② 西洋芝 ケンタッキープルーグラスのように冬季でも緑を保つが暑さに弱い芝類をいい、自然発生のものを除く。</p> <p>F ツル性類 観賞等を目的に植え付けられた多年生植物で、自ら直立することなく地上を這い、あるいは他の物への巻き付きや吸着根により壁面、支柱、柵の登坂又は下垂する茎を持つもの（木質化するものを除く。）をいい、自然発生のものを除く。</p> <p>G そ の 他 観賞等を目的として植え付けられた、上記の区分に属するもの以外の多年生植物をいい、自然発生のものを除く。</p>